平成２１年（フ）第１２９号
千葉県君津市外箕輪１丁目11番14号　101
債務者　渡辺　路華
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２７８号
山梨県甲府市大里町1382番地２
債務者　長塚　三枝
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４４号
愛知県海部郡蟹江町源氏３丁目115番地２
債務者　川岸　一成
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４２７号
名古屋市昭和区白金１丁目１番19号　グランディール163―902号
債務者　白木　里奈
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８６号
岡山県浅口市金光町大谷167番地２
債務者　政野　浩美（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
岡山県浅口郡里庄町大字浜中290番地111
債務者　中原　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第２５０２号
福岡市東区香椎団地１番７―804号
債務者　内田　孝子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２７９０号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目５番８号
債務者　矢冨嘉代子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２７３号
福岡市早良区四箇田団地４番214号
債務者　佐伯　久己
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２７４号
福岡市早良区四箇田団地４番214号
債務者　佐伯　明美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３０２号
福岡市西区今宿東２丁目７番８号
債務者　長尾　清美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４４４号
福岡市博多区吉塚１丁目45番８―106号
債務者　松崎恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４５７号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3528番地１第３陽光荘６号
債務者　山本　正義
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４５８号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3528番地１第３陽光荘６号
債務者　山本順子こと　尹　　仙順
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５５２号
福岡県春日市天神山７丁目65番地
債務者　木山　春輝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５５３号
福岡県春日市天神山７丁目65番地
債務者　木山　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５６３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4714番地４郡嶋アパート
債務者　富田　一男
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５６５号
福岡市城南区片江１丁目17番12―201号
債務者　脇山　潤也
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部